

毎週火・金曜日発行

島根県報

第一、四一五号
平成十四年十月二十九日
(火曜日)

告示

目次

土地改良法の規定に基づく工事完了の届出 (農村整備課) 一
 道路の供用開始 (道路整備課) 一
 公告 (道路整備課) 一

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の
 縦覧 (高齢者福祉課) 二

家畜人工授精に関する講習会の開催 (畜産振興課) 三

特定調達公告 (文化振興課) 三

美術品等の購入に係る随意契約の相手方等 (文化振興課) 三

正誤 (管財課) 四

平成十四年九月二十七日付け島根県報号外第一〇〇 (管財課) 四
 号中

告示

示

島根県告示第九百三十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年十月二十九日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第九百三十一号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十四年十月二十九日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	完了年月日
鹿足郡津和野町 土地改良区	名賀地区(第一工区) 区画整理事業 (基盤整備促進事業)	平成十四年九月三十日
	名賀地区(第二工区) 区画整理事業 (基盤整備促進事業)	〃

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所又は土木建築事務所の名称	備考
県道	松江鹿島美保関線	八束郡島根町大字野波字井手ノ上四〇七七番二地先から同大字殿浦四〇七七番七地先まで	四三・五〇 <small>メートル</small>	平成十四年十月二十九日	松江土木建築事務所	
〃	安来木次線	能義郡広瀬町石原三三一番一二地先から同町二五番一地先まで	一六四・〇〇	〃	広瀬土木事務所	
〃	瑞穂赤来線	飯石郡赤来町大字下赤名一四八七番二地先から同大字一四八八番地先まで	六二・〇〇	〃	木次土木建築事務所	
〃	大田桜江線	邑智郡川本町大字田窪四九〇番二地先から同地番先まで	五四・〇〇	〃	川本土木建築事務所	
〃	弥栄旭インター線	那賀郡弥栄村大字小坂一〇五七番一地先から同大字一〇五八番四地先まで	三五一・〇〇	〃	浜田土木建築事務所	
〃	新南陽日原線	鹿足郡柿木村大字桃谷七八八番一地先から同大字七二五番一〇地先まで	五〇八・〇〇	〃	津和野土木事務所	
〃	〃	鹿足郡柿木村大字桃谷七二五番一地先から同地番先まで	二六六・〇〇	〃	〃	

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第二項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年十月二十九日

島根県知事 澄田信義

一 申請のあった年月日

平成十四年十月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 久米の家

三 代表者の氏名

松浦 幸子

四 主たる事務所の所在地

島根県松江市春日町三二一番地五

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者の福祉を必要とする人に対して、介護、介助、支援に関する事業を行ない、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、初年度及び翌年度の事業計画書並びに初年度及び翌年度の収支予算書

七 縦覧期間

申請書を受理した日から二月間

八 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎一階）

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定に基づく家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成十四年十月二十九日

島根県知事 澄田信義

一 開催場所

(一) 学科及び試験

大田市波根町九七〇一 島根県立農業大学校

(二) 実習

大田市波根町九七〇一 島根県立農業大学校

出雲市古志町三、七七五 島根県立畜産試験場

大原郡木次町大字下熊谷四七〇 島根県立種畜センター

二 開催期間

平成十五年二月三日（月）から同年二月二十一日（金）まで

三 受講者の定員

六名程度

四 講習に係る家畜の種類

牛

五 講習の科目

(一) 学科

関係法規、人工授精

(二) 実習

家畜の審査、生殖器解剖、発情鑑定、精液精子検査法、人工授精

六 受講資格

島根県立農業大学校の畜産課程在学中の者に限る。

七 受講願書の提出期限

平成十四年十二月二十日（金）

八 受講の手續き

講習会を受講しようとする者は、受講願書を住所地を管轄する家畜保健衛生所の長を経由して知事に提出すること。

九 受講者の決定

知事は受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。

十 受講手数料

一万一千七百円に相当する島根県収入証紙を受講願書の所定の欄に貼り付けること。

ただし、受講免除科目のある者は、当該科目に関する受講手数料を免除される。

十一 その他

この講習会についての問い合わせは、松江市殿町一番地島根県農林水産部畜産振興課（〇八五二一三二一五二三八）又は、最寄りの家畜保健衛生所に行うこと。

特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成14年10月29日

島根県知事 澄田信義

1 物品の名称及び数量

- | | |
|-------------------------------------------|----|
| (1) ① 国内油彩画 児島善三郎作 「椅子による」 | 1点 |
| ② 国内油彩画 椿貞雄作 「冬瓜南瓜図」 | 1点 |
| ③ 国内油彩画 小泉清作 「静物」 | 1点 |
| ④ 国内油彩画 石井柏亭作 「芙蓉湖」 | 1点 |
| (2) ① 彫刻 草間彌生作 「ジュネッサ」 | 1点 |
| ② 彫刻 草間彌生作 「南瓜」 | 1点 |
| (3) ① テキスタイル ラウル・デュフメ作 「ピアンキーニ・フェリエ社のためのテ | |

キヌタイル」 全46点
 ② デザイン画 ラウル・デュフイ作 「ピアンキーニ・フレリエ社のためのテキスタイルデザイン」 全68点

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
 島根県環境生活部文化振興課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日
 平成14年9月6日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) せのお画廊 代表者 妹尾三郎 東京都中央区銀座一丁目4番4号

(2) 有限会社 モー・コンテナボラー 代表取締役 中村光信 福岡県福岡市中央区大名一丁目1番3号

(3) 有限会社 ガベリア・グラフィカ 代表取締役 栗田玲子 東京都中央区銀座六丁目13番4号

5 随意契約に係る契約金額

(1) 53,550,000円

(2) 36,050,000円

(3) 37,506,000円

6 契約の相手方を決定した手続
 随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

正

誤

平成十四年九月二十七日付け島根県報号外第一〇〇号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	目次	箇所	誤	正
一	目次	箇所	庁舎等の清掃業務及び	庁舎の清掃業務、

ページ	段	行	誤	正
一	上	終りから五	庁舎等の清掃業務及び	庁舎の清掃業務、
一	上	終りから一か	庁舎等	庁舎
一	上	ら二	庁舎等	庁舎
一	下	始めから一か	庁舎等	庁舎
一	下	ら三	庁舎等	庁舎
一	下	始めから十四	あつて	あつて
一	下	終りから九	あつた	あつた

ページ	箇所	誤	正
二	島根県告示第八百六十九号様式第一号中	資格の審査については、	資格の審査について、
二	島根県告示第八百六十九号様式第一号中	庁舎等	庁舎
二	島根県告示第八百六十九号様式第二号中	就業開始年月日	就業開始年月日
二	島根県告示第八百六十九号様式第二号中	就業開始年月日	就業開始年月日

ページ	段	行	誤	正
六	上	初めから七	なお従前の例による。	この告示による改正後の
六	上	初めから九	庁舎等の清掃業務及び	庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱第五条第一項の規定により認定されたものとみなす。
六	上	初めから九	庁舎等の清掃業務及び	庁舎の清掃業務、
六	上	初めから九	庁舎等の清掃業務及び	庁舎の清掃業務、
六	上	終りから十二	庁舎等の	庁舎
六	上	終りから八か	庁舎等	庁舎
六	上	ら十一	庁舎	庁舎